

フィンランド共和国 (Republic of Finland)

通 信

I 監督機関等

1 運輸通信省

Ministry of Transport and Communications

Tel.	+ 358 295 16001
Fax	+ 358 9 160 28596
URL	https://www.lvm.fi/
所在地	Eteläesplanadi 16, Helsinki, FINLAND
幹 部	Anne Berner (運輸・通信大臣／Minister of Transport and Communications)

所掌事務

通信網、プライバシー保護、情報社会関連の政策や法律の策定を担う。通信の関連業務は「サービス局」(Services Department)、「データ局」(Data Department)、「ネットワーク局」(Networks Department)の各局が遂行する。局の下には各2ユニットが設けられ、それぞれが所掌する業務に当たる。

2 フィンランド運輸通信庁 (Traficom)

Finnish Transport and Communications Agency

Tel.	+ 358 29 534 5000
Fax	+ 358 29 534 5095
URL	https://www.traficom.fi/
所在地	Kumpulantie 9, 00520 Helsinki, FINLAND
幹 部	Kirsi Karlamaa (長官／Director-General)

所掌事務

Traficom は、フィンランド通信規制庁 (Finnish Communications Regulatory Authority : FICORA) とフィンランド運輸安全局 (Finnish Transport Safety Agency : Trafi)、これにフィンランド交通庁 (Finnish Transport Agency : FTA) の一部機能が統合再編され、新規制当局として 2019 年 1 月 1 日に発足した。通

信分野では、主に周波数の割当て・管理、ドメインの割当て、番号計画の策定・実施、市場競争促進にかかわる規制、消費者保護、情報セキュリティ、基準認証・標準化などを所掌している。

II 法令

電気通信サービス法 (Act on Electronic Communications Services 917/2014)

電気通信サービス法 (Act on Electronic Communications Services) は、通信市場法 (Communications Market Act)、電気通信におけるプライバシー保護法、無線周波数・通信機器法 (Act on Radio Frequencies and Telecommunications Equipment)、テレビ・ラジオ運営法 (Act on Television and Radio Operations) などの既存法を整理・統合し、2015年1月1日に発効した情報社会法典 (Information Society Code 917/2014) の一部改正に合わせ、2018年6月1日に同法から名称が変更された。メディア・通信分野の活動条件の改善が改正の目的となっている。

III 政策動向

1 免許制度

「電気通信サービス法」の第4条により、公衆電気通信サービスを提供する事業者は、事業開始前に FICORA (現 Traficom) に届出を行い、承認を受ける必要がある。また同法第8条により、不特定多数に向けた通信サービスや移動体通信網による公衆電気通信に際して無線周波数を用いる場合には政府による免許の交付を受ける必要がある。MVNO 事業者は免許を必要としないが規制機関に届出をしなければならない。

2 競争促進政策

(1) ローカル・ループ・アンバンドリング

1997年、「通信市場法」の下、ローカル・ループ・アンバンドリング (Local Loop Unbundling : LLU) が開始された。各地方の市場で顕著な支配力を有する (Significant Market Power : SMP) 事業者はローカル・ループを提供する義務を負い、共有設備や利用料金等を定めた Reference Unbundling Offers (RUOs) を公表する必要がある。しかし、フィンランドの LLU サービスの料金は他国よりも圧倒的に高い水準にあり、FICORA (当時) は事業者に対して料金の再計算と、引下げを再三にわたり求めてきた。

2018年3月、FICORA (当時) は、向こう3年間、光ファイバの卸売料金に上限を設定し、エリサ (Elisa)、テリア (Telia)、DNA フィンランド (DNA Finland) の3社に対して、卸売料金を28~80%に引き下げることと決定した。また、メタル回線においては、同3社を含む21社のSMP事業者に対して、規制を縮小し、

合理化する決定を下した。SMP 事業者によって、ローカル・ループが非差別的かつ明確な基準で提供されることが、健全な競争と価格の安定に必要であるとしている。

(2) 移動電話着信接続料金規制

2008 年に FICORA（当時）は移動電話着信接続料金の引下げに関する原則を提示し、2010 年 12 月 1 日、2011 年 12 月 1 日、2012 年 12 月 1 日のそれぞれの段階で料金を引き下げるよう事業者に要求した。2015 年 1 月に FICORA（当時）は移動電話着信接続料金の新規則の提案を行ったが、欧州委員会が FICORA（当時）の提案は EU の規制枠組の水準に合致しないと勧告した。欧州委員会の勧告を受け FICORA（当時）は 2015 年 12 月に移動電話着信接続料金の引下げを実施した。

(3) 固定電話市場における規制の動向

2013 年 6 月、FICORA（当時）は移動電話加入者の増加を受け、固定回線の公衆電話網の発信にかかわる事前規制を撤廃すると発表した。この措置は 2014 年 1 月 1 日から適用されている。固定回線の電話網の発信にかかわる事前規制の撤廃を実施したのは、EU 加盟国ではフィンランドが最初の国である。一方、2013 年 12 月に欧州委員会は、FICORA（当時）が提案していた卸売固定着信市場における事前規制の撤廃に関し、FICORA（当時）が市場において十分な競争が確立されており、規制の必要がないということを十分に証明することができなかつたとし、FICORA（当時）の提案した事前規制撤廃案を却下した。卸売固定着信市場では現在、テリア、エリサ、フィンネット（Finnet）等、約 50 社が SMP 事業者指定されている。

3 情報通信基盤政策

(1) ユニバーサル・サービス

2007 年、「通信市場法」に規定が設けられ（現・電気通信サービス法第 12 章）、ユニバーサル・サービス事業者は適正価格で、あまねく電話サービスを提供することが義務付けられている。なお近年の固定電話契約の減少により、ユニバーサル・サービスの対象が移動電話やインターネットへと移行しつつある。2010 年 7 月には、最低 1Mbps のブロードバンド接続の提供がユニバーサル・サービスに含まれることになった。FICORA（当時）はユニバーサル・サービス事業者としてエリサ、テリア、DNA フィンランドの 3 社を指定している。FICORA（当時）は 2015 年 10 月に 2Mbps への最低接続速度の引上げを行った。将来的には 10Mbps まで速度を引き上げる計画も検討されている。

(2) 国家ブロードバンド戦略

運輸通信省は 2004 年に国家ブロードバンド戦略を立ち上げ、翌年に競争環境、新技術、地域発展などに関するアクションプランを示した。2008 年、政府は基本

的なインターネット・サービス、並びに高速インターネット接続の発展に関する基本方針を決定した。同方針では 2015 年までに全国で 100Mbps のブロードバンド接続を実現するという目標が示された。定住地から 2km 以内で 100Mbps のブロードバンドに接続できることが目標達成の目安となる。方針は数回の見直しが行われ、近年では遠隔地域におけるブロードバンド接続の確保が重視され、国家補助が実施されている。2008 年に決定された基本方針は、実行期間と補助金などについて 2014 年に見直しが行われ、欧州農業農村振興基金（EAFRD）の助成によるプロジェクトが 2019 年まで実行される。FICORA（当時）によると、2017 年 3 月までに合計で 4,920 万 EUR の国家補助が行われ、136 のプロジェクトが完遂している。

（3）デジタル・インフラストラクチャ戦略

運輸通信省は 2018 年 10 月、2025 年までの開発目標を設定するデジタル・インフラストラクチャ戦略を発表した。同戦略は民間部門及び公共部門の双方においてデータ経済と AI の使用を可能にすることによって、国家の競争力と社会的厚生を促進することを目的としつつ、有線（光ファイバ網）及び無線（5G）インフラの整備、データ通信端末の発展を推進する。政府は、同戦略によってフィンランドが通信ネットワーク分野で世界を主導する国家となることを目標としている。具体的には、2025 年までにすべての世帯で最低 100 Mbps のブロードバンド接続を実現する必要がある、通信速度を 1GB/s (=8Gbps) まで引き上げることが可能であるとしている。

（4）5G

2018 年 5 月、FICORA（当時）は 5G Momentum プロジェクトを実施することを発表した。その中で構築される 5G Momentum エコシステムの目標は、5G 技術の開発、将来的な機会の見極め、多様な関係者との協力を通して、フィンランドを 5G 技術の世界的リーダーにすることである。2018 年 11 月には、5G Momentum プロジェクトの一環である 5G 推進プロジェクト「5GKIRI」を公表した。同プロジェクトは、複数の大都市が参加し、都市における 5G 網の整備を迅速かつ全国規模で進展させる支援をするためのものとなっている。

（5）事業者間の基盤の敷設・利用における共有

2015 年 11 月、政府は高速ブロードバンドの敷設コストを抑制し、普及促進を図ることを目的に、通信、電力、水道、運輸等の事業者間で基盤の敷設・利用に際して共有を推奨する法案を提示した。電気通信事業者と電力等の事業者が基盤敷設に当たる際、個別事業のコストが共同事業のコストを上回るようなときには、双方が共同で基盤敷設に当たる義務が課されることとなる。同法案は情報社会法典（現・電気通信サービス法）の修正という形で 2016 年 7 月 1 日に法律として発効した。

4 ICT 政策

(1) 情報社会政策

1995 年 1 月に最初の国家情報社会戦略が議会で採択されて以来、政府による数々の情報社会戦略の策定と発表が行われてきた。2010 年に「フィンランド・デジタル・アジェンダ 2011～2020」が公表されている。同政策は、デジタル化による社会の成長や生産性の促進を掲げ、具体的な取組みとして「生産性」「高齢化」「持続可能な発展」「グローバルな競争」「情報」「ユーザ主導サービス」「能力・アクセス」「マネジメント」の 8 項目が挙げられている。

(2) AI

2017 年 5 月、経済雇用省(The Ministry of Economic Affairs and Employment) は、フィンランドを AI の応用分野における世界のリーダーとするという目標を示し、達成に向けた AI 国家戦略を検討するステアリング・グループを設置した。2017 年 10 月には、同目標を達成するために必要な八つのアクションを示す中間報告書を発表している。最終報告書は 2019 年 4 月に公表される予定である。

(3) IoT

2016 年 6 月、運輸通信省は IoT 促進のためのブロードバンド計画を公表した。計画の目標は、IoT が要求する大容量ネットワーク構築のためのバランスの取れた固定・無線接続の開発促進であり、ブロードバンドの許可プロセスを容易にすることで市場ベースでの供給を加速することである。

(4) サイバーセキュリティ

2018 年 5 月、社会にとって不可欠なサービスの情報セキュリティ向上のための法改正が行われた。この改正で、フィンランドにおけるネットワーク・情報システムのセキュリティに関する EU 指令を実施する。

5 消費者保護政策

インターネット詐欺対策

FICORA (当時) は、2018 年 3 月、「インターネット詐欺の監視」キャンペーンを開始した。消費者への警告と対処能力向上のため、詐欺に関する情報の提供、当局への詐欺被害報告の推奨を広く行っている。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

欧州の市場で流通する無線機器は、欧州の「無線機器指令 (Radio Equipment Directive: RED 2014/53/EU)」の規定に従い、CE マークを取得しなければならない。フィンランドでは以下の三つの法令によって同指令の国内法制化を実施した。

・「電子通信サービス法 (Act on Electronic Communications Services

917/2014)」

・「特定の製品カテゴリに関する適合性評価機関に関する法律 (Act on notified bodies concerning certain product categories)」

・「無線機器の適合性に関する政令 (Government Decree on the conformity of radio equipment)」

V 事業の現状

1 固定電話

移動電話の普及に伴い、固定電話の加入者数は年々減少している。主な事業者としては、主要都市を中心にサービスを提供するエリサ (2017 年末の加入者数は 13 万 6,000)、旧国営通信事業者のテリア (同 8 万 8,000)、地域通信事業者 23 社の連合体であるフィンネット・グループ (同 6 万)、2007 年にフィンネット・グループから離脱した DNA フィンランド (同 5 万 3,000) が挙げられる。

なお、衛星システムについては、インテルサット、インマルサット及びユーテルサットを利用したサービスが提供されている。

2 移動体通信

普及率は 2005 年に 100%を超えた。ネットワーク事業者として、エリサ、テリア、DNA フィンランド等が事業を展開している。このほか、オーランド諸島で事業を展開する Alands Telecommunications (ブランド名: Alcom) や、主に企業を顧客とする Ukko モバイルがサービスを提供している。MVNO は、Globetel、Setera、Moi Mobiili などがある。ただし、市場シェアは約 1%にとどまっている。

フィンランドは 1999 年に欧州で初めて 3G オークションを行った。3G サービスの免許保有事業者はエリサ、テリア、DNA フィンランド、Alands Telecommunications となっている。

LTE については、2009 年のオークションで LTE 向けの周波数が、エリサ、テリア、DNA フィンランドに割り当てられた。2010 年 11 月にはテリアがトゥルクとヘルシンキで商用サービスを開始した。エリサは 2010 年 12 月に商用サービスを開始した。DNA フィンランドは 2011 年 12 月からヘルシンキなどの主要都市で商用サービスの提供を開始した。LTE-Advanced はテリアと DNA フィンランドが 2014 年 12 月に、エリサが 2015 年 3 月にサービスを開始している。5G は主要 3 社がサービス開始に向けて競っており、各社ともトライアルを実施している。2018 年 10 月には 5G の周波数オークションが行われ、エリサ、テリア、DNA フィンランドに割り当てられた。

3 インターネット

固定ブロードバンドの伸びは鈍化してはいるものの人口普及率は高く、高速化も進展している。2017 年末現在、接続方法の内訳は LAN/FTTx が 45.8%を占め、

DSLは29.5%、ケーブルモデムが24%、その他0.7%となっている。主な事業者として、他分野と同様に、エリサ、テリア、DNAフィンランド、フィンネット・グループで市場シェアのほぼ全体を占めている。

WiMAXは2005年にフィンネット・グループの子会社 Kajaanin Puhelin がサービスを開始、現在は10超の地域で同グループのローカル事業者がサービスを提供している。ほかにはDNAフィンランドが主にルーラル地域でサービスを提供している。

4 新成長サービス

(1) IPTV

IPTVが主な通信事業者によって提供されている。テリアは光ファイバを通じたサービスの提供を行っており、エリサは衛星放送事業を展開する Canal Digital と共同で Viihdekaista ブランドのサービスを提供している。その他、フィンネット・グループやケーブルテレビ事業者の DNA フィンランドもサービスを提供している。

(2) VoIP

FICORA（当時）はフィンランド国内での VoIP サービスの展開のため、2005年から VoIP サービスの分類や規制、事業者の条件などを検討してきたが、まだ立法化には至っていない。そのため固定電話市場における VoIP の加入数は極めて少ない状況にある。

VI 運営体等

1 運営体

(1) テリア・カンパニー

Telia Company

Tel.	+358 20401
URL	https://www.telia.fi/
所在地	Teollisuuskatu 15, Helsinki, FINLAND
幹部	Johan Dannelind（社長兼最高経営責任者／President and CEO）

概要

固定電話、移動体通信、データ通信等の電気通信サービスを提供している旧国営事業者である。「テリア」のブランド名でサービスを提供する。1994年までは長距離及び国際サービスを独占していたが、同年に有限責任会社 Post and Telecommunication of Finland となり、同社の事業は Finland Post と Telecom Finland に分割された。1997年12月にソネラに名称を変更、同時に部分的民営化が

徐々に行われた。2002年12月にスウェーデンの旧国営事業者テリアと合併しテリアソネラとなった。2016年1月に会社名をテリア・カンパニーへと変更した。2018年2月、フィンランド政府は国家ファンド Solidium を通じて保有していた株式（3.2%）を同社に売却した。2018年10月現在、主要株主としてスウェーデン政府が同社株式の37.3%を保有している。

（2）エリサ

Elisa

Tel.	+358 102 6000
Fax	+358 102 6060
URL	https://elisa.fi/
所在地	Ratavartijankatu 5, Helsinki, FINLAND
幹部	Veli-Matti Mattila（最高経営責任者／CEO）

概要

1882年に設立されたヘルシンキ電話協会を前身とする。1994年の市場自由化前は首都ヘルシンキの固定電話サービスを独占していた。2001年にフィンネット・グループから離脱した。2018年10月現在の主要株主として、政府系投資会社の Solidium Oy（保有率10.04%）や保険会社の Varma（同3.1%）が挙げられる。なお、同社は1991年に世界初の商用 GSM サービスを開始した事業者である。

（3）その他の主な事業者

事業者	URL
フィンネット・グループ	https://www.finnet.fi/
DNAフィンランド	https://www.dna.fi/

2 主要メーカー

ノキア

Nokia Corporation

Tel. / Fax	+358 10 44 88 000	+358 10 44 81 002
URL	https://www.nokia.com/	
幹部	Rajeev Suri（社長兼最高経営責任者／President and Chief Executive Officer）	

概要

国内最大の電気通信機器・電子機器メーカーであり、160か国以上で事業を展開している。進出先の売上の割合では欧州市場が最も大きく、売上全体の約3割を占めている。移動電話事業は2014年に米マイクロソフトに買収された。2015

年にはフランスに本拠を置く通信機器メーカーのアルカテル・ルーセント (Arcatel-Lucent) を買収した。

放 送

I 監督機関等

1 運輸通信省

(通信／I－1の項参照)

所掌事務

放送分野の政策立案、事業者の規制監督を行う。

2 フィンランド運輸通信庁 (Traficom)

(通信／I－2の項参照)

所掌事務

放送分野では、「電子通信サービス法」(通信／IIの項参照)に基づき、テレビ・ラジオ放送の広告に関する法規制順守の監督(番組視聴者からの苦情の処理を含む)や、ケーブルテレビ事業者の登録などを行っている。また、情報社会法典(現・電子通信サービス法)の施行に伴い、放送免許の付与権限が内閣から FICORA(現 Traficom)に移管された。その他、テレビ・ラジオ放送事業者が国家テレビ・ラジオ基金(State Television and Radio Fund)に支払う免許料に関する管理を行っている。なお、国家テレビ・ラジオ基金は、公共放送事業者であるフィンランド放送会社(Finnish Broadcasting Company: YLE)の運用資金等に充てられている。

II 法令

1 電気通信サービス法 (Act on Electronic Communications Services 917/2014)

(通信／IIの項参照)

2015年に電気通信分野と放送分野の既存法を統合する形で施行された情報社会法典の一部改正と合わせて、現在の名称に変更された。免許内容や放送事業者に課せられる義務、テレビ・ラジオ放送の定義・権利、番組制作、広告・テレビ通販・スポンサーシップなどを規定している。

2 国家テレビ・ラジオ基金法 (Act on the State Television and Radio Fund)

1998年に制定、2007年に改正された放送のための公的資金に関する法令である。同基金は、フィンランドの公共放送事業者である YLE の運用資金等に割り当てられる。

3 フィンランド放送会社法 (Act on the Finnish Broadcasting Company Ltd.)

国営の Finnish Broadcasting Company (YLE) に関して定めた規定。1993年に制定。同社が Traficom に年次報告書を提出する義務などを定めている。

III 政策動向

1 免許制度

地上波の大量送信網を使用する放送の免許は、以前は運輸通信省が付与していたが、情報社会法典（現・電子通信サービス法）の施行に伴い、免許付与の権限は FICORA（現 Traficom）に移管された。2018年6月の電子通信サービス法への改正で、ラジオ及びテレビ事業者へのライセンスの付与及び取消しの条件が明記された。

2 公共放送関連政策

公共放送税

テレビ受信料制度から公共放送税（YLE 税）への法律の改正が 2012 年春に行われ、新制度には 2013 年 1 月から移行した。従来を受信料制度では、テレビ受信機を所有する世帯から一律にテレビ受信料を徴収してきたが、新制度は累進課税方式を採用している点で大きく異なっている。2018 年 1 月より税制が変更され、新制度では年間所得から 1 万 4,000EUR を引いた値に 2.5% を掛けた額が公共放送税として徴収される。最大徴収額は 163EUR、所得が 1 万 4,000EUR 以下の低所得者は全額免除となる。徴収された税金は、従来どおり「国家テレビ・ラジオ基金」に収納される。

3 地上デジタル放送

2018 年 11 月現在、テレビは 60 チャンネルが放送されている。地上デジタル放送用に五つのマルチプレックスが割り当てられており、A、C、E が主に無料放送、B と F が主に有料放送となっている。B と F は、DVB-T2 方式で運用され、2020 年 3 月末に、すべてのマルチプレックスを DVB-T2 方式へ切り替える。なお、フィンランドのテレビ放送は、2007 年 9 月 1 日にデジタル放送へと完全に移行した。

4 顕著な支配力を有する事業者に対する規制

2015 年 4 月、放送サービス事業者の Digita がアンテナ配置、アクセス容量、テレビ及びラジオ放送サービスで顕著な支配力を有する（SMP）として、「テレビ・ラジオ伝送サービスの卸売市場」で SMP 事業者指定された。

IV 事業の現状

1 ラジオ

公共放送の YLE が全国放送のほか、地域放送を実施している。商業放送は Radio Nova、The Voice や Classic などの主要放送事業者が全国放送を、その他の約 100 事業者が地域放送を行っている。国際放送は、YLE が衛星波とインターネットにより欧州向けの放送を実施していたが 2013 年にサービスを終了した。

2 テレビ

2007 年 9 月 1 日にデジタル移行が完了している。全国放送の事業者は公共放送の YLE、商業放送の MTV3 及び Nelonen である。YLE はアナログ放送時代から行っている「YLE1」（ニュース、時事）、「YLE2」（若者向け、エンターテインメント）、デジタル新サービスであるスウェーデン語の総合編成「YLE Fem」、文化・教養の「YLE Teema」を全国向けに放送している。1993 年に YLE から独立した商業放送事業者の MTV3 は、2005 年にスウェーデンのメディア企業 Bonnier に買収され、現在は同社が所有する MTV MEDIA の傘下にある。Nelonen は 1997 年に放送を開始し、フィンランドの総合メディア企業 Sanoma グループに属している。

3 衛星放送

スウェーデンやノルウェーと同様、スウェーデンのメディア企業 MTG 傘下の Viasat 及びノルウェーの通信事業者テレノール（Telenor）傘下の Canal Digital の 2 事業者によってサービスが提供されている。いずれも HD チャンネルを提供している。Viasat はフィンランド語のチャンネル、スポーツ専門チャンネル、外国の衛星チャンネル等を放送している。Canal Digital は公共放送 YLE のチャンネルを含む 70 チャンネル以上を放送している。

4 ケーブルテレビ

2008 年 2 月にアナログ・サービスは終了し、デジタルに移行している。2018 年現在、ケーブルテレビ加入件数は約 170 万件となっている。最大手の Welho はメディアグループ Sanoma Group 傘下の Swelcom が運営していたが、DNA フィンランドが買収し、2010 年 7 月 1 日から同社の傘下に入った。2018 年現在、DNA フィンランドはケーブルテレビ市場で 4 割近いシェアを占めている。同社は HD チャンネルを含む約 150 のケーブルテレビチャンネルを提供している。その他、エリサやテリアといった主な通信事業者（通信/Vの項参照）もサービスを提供している。

なお、ケーブルテレビ・サービスの提供に関し、事業免許は不要で、Traficom への事業開始前の届出のみが要件となっている。

V 運営体

1 フィンランド放送会社 (YLE)

Finnish Broadcasting Company Ltd.

Tel.	+358 9 14801
URL	https://yle.fi/
所在地	Yle Center, Uutiskatu 5, Helsinki, FINLAND
幹部	Merja Ylä-Anttila (最高経営責任者/CEO)

概要

1926年設立の国有・公共放送事業者。1993年の「フィンランド放送会社法（通称、YLE法）」によって、政府が株式の99.9%を所有する株式会社となった。運営は、国会によって選出される21名の委員で構成される運営委員会（Administrative Council）並びに、運営委員会によって選出される5～8名のメンバーで構成される理事会（Board of Directors）と会長（Director General）による業務執行機関によって担われている。広告放送及びスポンサーシップは禁止されており、2013年1月からYLE税により運営されている。YLEの送信部門は2000年にYLEが100%所有するDigitaとして分離され、2005年にフランスのTDFに売却された。その後、2012年8月にオーストラリアのFirst State Investmentに売却されたが、更に2018年6月、米国のDigital Colonyへと売却された。

2 MTV3

Tel.	+358 10 300 300
URL	https://www.mtv.fi/
所在地	Ilmalankatu 2, Helsinki, FINLAND
幹部	Jarkko Nordlund (最高経営責任者/CEO)

概要

1957年に設立された商業放送事業者。従来YLEとの協定に基づきYLEの2系統で番組と広告を放送していたが、1993年1月より、第3チャンネルMTV3として独立した。独立当初はフィンランドのメディア企業Alma Mediaが所有していたが、現在はスウェーデンのメディア企業Bonnierが所有する。主な財源は広告収入である。

3 その他の主な事業者

事業分野	事業者	URL
ラジオ	Radio Nova	https://www.radionova.fi/
	The Voice	https://www.voice.fi/

テレビ	Nelonen	https://www.nelonen.fi/
衛星放送	Viasat	https://www.viasat.fi/
	Canal Digital	https://www.canaldigital.fi/
ケーブルテレビ	DNAフィンランド	https://www.dna.fi/
	テリア	https://www.telia.fi/

電 波

I 監督機関等

1 監督機関

(1) 運輸通信省

(通信／I－1の項参照)

(2) フィンランド運輸通信庁 (Traficom)

(通信／I－2の項参照)

2 標準化機関

(1) フィンランド規格協会 (SFS)

Finnish Standards Association

Tel.	+358 9 149 93 31
Fax	+358 9 146 49 25
URL	http://www.sfs.fi/
所在地	Malminkatu 34, FI-00101 Helsinki, FINLAND
幹 部	Pekka Järvinen (事務局長／Managing Director)

所掌事務

SFSは、フィンランドを代表する欧州の標準化とISO国際標準化及びフィンランド国家規格(SFS Standards)を作成する独立非営利機関である。SFSは、CEN、CENELEC、ETSIのメンバーである。

(2) フィンランド運輸通信庁 (Traficom)

(通信／I－2の項参照)

所掌事務

電気通信標準化のため、Traficomが指名する関係企業・組織等で構成される国家標準化部会(National Standardization Group)が通信分野の標準化活動を行っ

ており、有識者により構成される電気通信標準化諮問評議会（Telecommunications Standardisation Advisory Board）が Traficom による標準化活動を支援している。

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

フィンランドは 2009 年 11 月 17 日に 2.6GHz 帯（2500-2690MHz）の周波数割当を初めてオークションで実施した。フィンランド政府がオークションを導入した理由は、オークション収入を「国家通信基金」(State Communications Found) に繰り入れて、国家ブロードバンド戦略の実現にかかわる費用に充当するためである。

政府はオークションを導入するため、電気通信分野の基本法令である「通信市場法（現・電気通信サービス法）」を競争促進と周波数有効利用の観点から改正したほか、新たな法律である「特定周波数オークション法（Act on Auctioning Certain Radio Spectrum（462/2009）」を制定し、オークションへの参加権や参加費、また免許の期間、費用等に関して規定した。なお、これらの既存法は、2014 年 11 月 7 日の「情報社会法典（Information Society Code（917/2014）」に統一され、2018 年 6 月 1 に「電気通信サービス法(Act on Electronic Communications Services（917/2014）」へ改正された。

2 周波数オークション

運輸通信省は 2016 年 11 月 24 日、700MHz 帯の周波数オークションを実施した。オークションは 4G 用途の周波数を割り当てるものであり、703-733MHz 及び 758-788MHz の 5MHz 幅×2 の 6 ブロックが入札にかけられた。1 ブロックの最低入札価格は 1,100 万 EUR に設定された。オークションの結果は即日公表され、DNA フィンランド、エリサ、テリアの 3 社がそれぞれ 2 ブロックずつを落札した。落札額はテリアソネラが落札した 1 ブロック（1,133 万 EUR）を除き、いずれも 1,100 万 EUR で、総額 6,633 万 EUR であった。落札した事業者に交付される免許は 17 年有効で、オーランド諸島を除くフィンランド全域で適用される。

その後、5G 用途の 3410-3800MHz を対象とした周波数オークションが 2018 年 9 月 26 日から 10 月 1 日まで実施された。テリアが 3410-3540MHz のバンド A を 3,026 万 EUR で、エリサが 3540-3670MHz のバンド B を 2,635 万 EUR で、DNA フィンランドが 3670-3800MHz のバンド C を 2,100 万 EUR でそれぞれ落札した。免許の有効期間は 2019 年 1 月 1 日から 2033 年 12 月 31 日までとなる。

Ⅲ 周波数分配状況

Traficom は、無線法に基づき「無線周波数規則 (Radio Frequency Regulation No.4)」を策定し、無線周波数の使用について規定している。同規則は 2019 年 1 月 9 日に改正、8.3kHz から 400GHz 帯までの新たな周波数分配表を附則として公表した。

・周波数分配表 URL: <https://www.finlex.fi/fi/viranomaiset/normi/480001/44839>